公 示

水路業務法(昭和25年法律第102号)第8条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

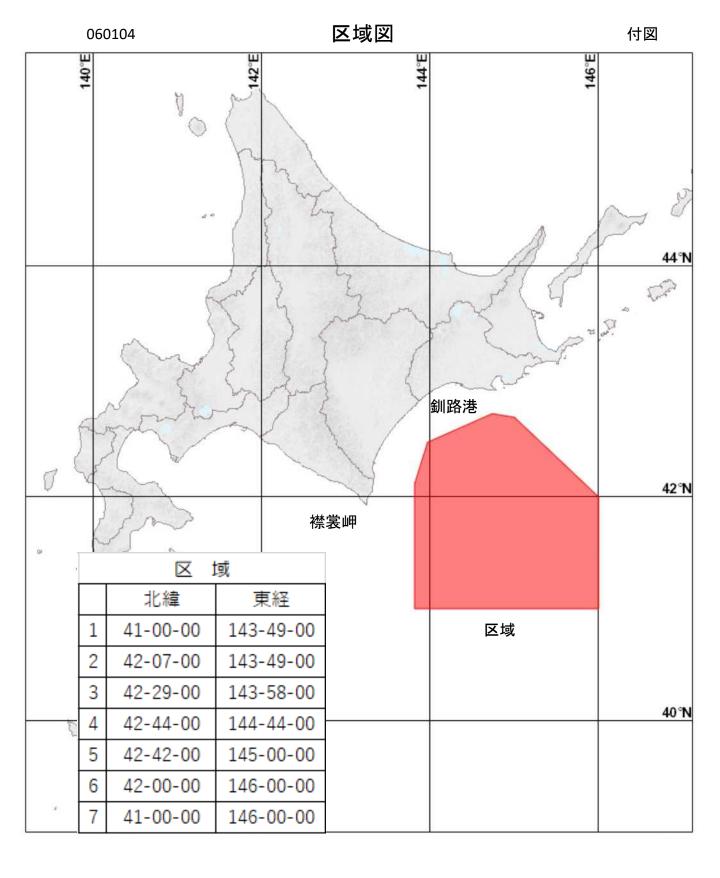
令和6年2月7日

第一管区海上保安本部長 飯塚 秋成(公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - (1) 名称 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
 - (2)住所 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - (1) 区域 釧路沖海域 (付図のとおり。)
 - (2)期間 令和6年3月6日から令和6年5月14日まで
- 3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による水深測定

- 4 航行船舶に対する安全措置
- (1) 水路測量実施船は、水路業務法施行規則第6条に定める標識(白紅白の燕尾旗)を掲げる。
- (2) 一管区水路通報にて周知する。



背景図:海上保安庁(JCG) | (C)Esri Japan